

「宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（案）」の概要

1 改正の理由

宅地建物取引業法及び同法施行規則の改正に伴い規定の整備を行うとともに、免許申請時の添付書類等について、必要な見直しを行うものである。

2 改正の内容

（１）免許申請時の添付書類として、休業期間中のものについても、貸借対照表及び損益計算書の提出を必要とすることとした。

（第１条第３項第２号関係）

（２）個人事業の宅地建物取引業者又は宅地建物取引士の死亡届提出の際の添付書類として、「除かれた戸籍の謄本」以外の書類も可とした。

（第６条第２号、第１７条関係）

（３）宅建士の登録等の申請について、電子申請によるものについても、書面申請の場合と同様、受付事務の受託者を經由して提出することとした。（第１９条第１項関係）

3 施行期日

令和７年４月１日